

損害賠償等消費者団体訴訟制度（特定共通請求原因確認等  
訴訟型）要綱案

2010年（平成22年）11月17日

日本弁護士連合会

はじめに

当連合会は、既に2009年（平成21年）10月20日に適格消費者団体による損害賠償請求訴訟制度として「損害賠償等消費者団体訴訟制度」要綱案を公表しているところである。

同制度は、消費者被害において、被害を受けた消費者が多数存在するにもかかわらず、その損害を回復するための法的な権利行使をすることに対して法律上又は事実上の様々な障壁が存在し、その被害回復が妨げられている現状を克服するために、適格消費者団体を訴訟遂行主体として、被害消費者の権利をオプト・アウト方式によって集合させて、集団的救済を図ることを目的としている（同制度の必要性については上記「要綱案」参照。）

同訴訟は、提訴から判決（さらに強制執行）までの手続を適格消費者団体が行うことから、個々の被害消費者の訴訟手続への関与なくして、判決に至るような類型の消費者被害を訴訟の対象としている。

このことから、同訴訟制度の対象となる消費者被害類型は、個々の被害消費者の被害類型に個別性がそれほど大きくない事案に限定されることが考えられる。

しかし、現実の消費者被害事例をみると、事業者の責任原因（因果関係を含む。）は同一であっても、個々の消費者が被っている被害には個別性が存在する事案も多く存在する。

消費者被害に対してあまねく消費者の被害回復を図り、また、それにより違法な事業者に不当な利益を残さないことによって消費者被害の根絶を図るためには、このような消費者被害に個別性のある場合も集団救済の対象から除外してはならないと考える。

消費者被害において、主張・立証の困難性は多くの場合事業者の責任原因を確認するまでにあり、個別の損害の立証は消費者にとってそれほど困難ではない場合が多い。また個別被害の立証に関しても、例えば裁判所が請求金額の計算方式を示したり、消費者が自ら行えるような簡易な立証手続を導入すれば、被害消費者にとってさらに権利主張は容易になると考えられる。

このような観点から、当連合会は、適用される事案の範囲は限定されるものの、

被害消費者の法的救済を広く及ぼすことが出来る従前のオプト・アウト方式による「損害賠償等消費者団体訴訟制度」と併せて、今般さらに個別性の強い消費者被害事案において、その救済に資する集団的救済制度として「特定共通請求原因確認等消費者団体訴訟制度」の要綱案を示して提言するものである。両制度は相補うものであり、いずれもが導入されることにより消費者被害の集団的救済制度の実効性が担保されるものである。

## 第1 目的・訴訟追行主体

- (1) 本訴訟制度は、事業者に対する特定共通請求原因に基づいて、多数の消費者が次条に定める金銭請求権を有する場合において、その特定共通請求原因の存否を確認する判決手続及び特定共通請求原因の存在を確認する判決が確定した後における個々の消費者の金銭請求権を確定する手続を統一的又は集団的に行うものであり、もって一般消費者の特定の金銭請求権行使を容易ならしめるものである。
- (2) 適格消費者団体は、本法に定めるところにより、消費者のために、事業者に対して特定共通請求原因の存否の確認を求める訴訟を提起し、特定共通請求原因の存在を確認する判決確定後の付調停の申立てその他の訴訟行為を行うことができる。ただし、消費者の個々の請求権に関する訴訟行為はこれを行うことができない。
- (3) 事業者に対する特定共通請求原因の存在を確認する判決が確定した場合は、当該特定共通請求原因に基く次条の請求権を有する消費者は、本法に定めるところにより、本訴訟手続に参加して、同判決を自己に有利に援用することができる。
- (4) 本法において、特定共通請求原因とは、同一事業者が多数の消費者との間で、同一若しくは共通の事実関係又は法律関係から、次条の請求権を発生させた場合における、請求権の発生根拠事由をいう。

### (解説)

この訴訟制度は、事業者の特定共通請求原因の存否を判断する第一段階と、第一段階における特定共通請求原因が存在するとの裁判所の判断を受けて個別消費者が訴訟手続に参加して個別請求権を主張する第二段階の手続が統合されたものである。

本訴訟制度の追行主体としては、被害消費者（その集団を含む。）、又は現行の消費者契約法、特定商取引法若しくは景品表示法の差止請求訴訟制度を担っている、消費者契約法上の適格消費者団体が考えられる。

被害消費者は、自らの被害回復と兼ねて他の被害消費者の救済を求めることになるので、本訴訟制度を利用するインセンティブをある程度考えることができる。本訴訟における第一段階における手続は、個別訴訟において請求原因を主張・立証する場合と大きく異なるわけではないこと、また後述するように第一段階における消費者側の敗訴判決は他の個別消費者が同一請求原因に基づいて個別訴訟を提起する権利を奪うものではないことから、請求権を有する個別被害消費者にこの訴権を与えることは十分考慮する余地がある。

適格消費者団体も、消費者一般の利益のために、本訴訟を提起する固有の権限<sup>\*1</sup>が付与されて然るべきものと考えられる。もともと本制度の創設趣旨は、個々の被害消費者にとって特定共通請求原因の存否の確認を求める部分に関する訴訟上の負担が重いこと（とりわけ少額事件では顕著である。）に存するので、消費者一般のために活動する適格消費者団体にこの部分を担わせることは合理的である。また特定共通請求原因の存否を確認する部分は、現行の適格消費者団体による差止請求訴訟と似た構造であることも、訴訟追行主体を適格消費者団体とする根拠となる。

このように本訴訟の追行主体としては、被害消費者と適格消費者団体が考えられるところであるが、本訴訟制度では消費者側に一旦敗訴判決が出た場合には他の主体は本制度による提訴はできなくなることから、消費者被害の集団的救済という面から訴訟追行の適切性が期待できることが求められるところである。個々の被害消費者がこのような訴訟追行の適切性を有するか否かを訴訟初期の段階で判断することには困難を伴うことは否めない。そこで、本要綱案では、訴訟追行主体を消費者問題に精通するとともに、訴訟を適切に追行するだけの法的な知識・経験を有し、かつ訴訟追行の適切性につき監督官庁の監督を受ける消費者契約法上の適格消費者

---

\*1 適格消費者団体が訴訟主体となることの理論構成につき、本要綱案では、個々の消費者の権利を離れて固有の権限があるものとしている。これに対しては、本制度の対象を消費者被害からさらに一般化すべきであるという見地等からは、将来的に被害者又は訴訟担当者が訴訟を進行することができるように、導入の時点で一定範囲の消費者からの授権により主体となるという構成をとるべきとの考え方もある。適格消費者団体が第二段階で訴訟担当を行うことを認めるためには、第一段階でもこれと整合する構成すなわち一定範囲の消費者から授権がなされるという構成をとる必要があると思われる。いずれの立場でも訴訟物に関する詳細な検討が必要となる。

団体が、本訴訟の訴訟追行主体としては適切であるとの考えを示したものである<sup>\*2\*</sup>

<sup>\*4</sup>  
。

## 第2 本制度による救済の対象とすべき請求権

本制度において、適格消費者団体が特定共通請求原因の存否の確認を求める訴えの目的となる請求権は、多数の消費者が同一の事業者に対して有する金銭債権であって、以下のいずれかに該当するものとする。

(1) 消費者が事業者に対して有する下記の損害に関する不法行為または債務不履行による損害賠償請求権

事業者によって消費者に対してなされた不当勧誘行為若しくは不当表示（いずれも消費者団体訴訟制度において差止請求の対象とされるものに限る）により当該消費者に生じた損害

事業者がその事業として供給する商品若しくは製品，事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品，施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故により消費者に生じた損害

虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し，又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する事業者の行為により消費者に生じた損害

個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）第二条第三項に定める者をいう。以下、本号について同じ。）である事業者が、個人情報の保護に関する法律第十六条，第十七条，第二十条ないし第二十三条に規定する個人情報取扱事業者の義務に違反したことにより消費者に生じた損害

\*2 なお、現行の「適格消費者団体」の要件は差止請求を念頭に設けられているものであるから、理論的には損害賠償請求を適切になし得る「消費者団体」とは別のものである。しかしながら、わが国の現行の「適格消費者団体」の要件は、目的、活動実態、組織要件、弁護士との関与等の人的要件、財政的要件等、比較法的に見ても最も厳しいものとなっている。したがって、現行の「適格消費者団体」であれば、損害賠償請求についても適切になし得るはずである。よって、本要綱案においては、現行の「適格消費者団体」による訴訟追行を認めるものである。

\*3 なお、本制度を消費者被害以外の場合にも広く一般化すべきとの立場からは、制度を創設する現在の段階では訴訟追行の適切性を有するか否かを訴訟初期の段階で判断することには困難を伴うことは否めないという観点から、政策的に適格消費者団体に限るとしたものであるとの理解をすべきとの指摘があった。

\*4 提訴段階で適格消費者団体が法律扶助制度を利用することを可能とするためには、総合法律支援法等の改正の検討も必要となろう。

- (2) 消費者契約における強行規定に反して無効である契約若しくは条項のために消費者の損失によって事業者が利益を受けたことに基づく消費者の当該事業者に対する不当利得返還請求権
- (3) 消費者契約が取消し、解除その他の原因により効力を失ったために、消費者の損失によって事業者が利益を受けたことに基づく消費者の当該事業者に対する不当利得返還請求権
- (4) 消費者契約において事業者の債務の不履行によって生じた消費者の当該事業者に対する損害賠償請求権
- (5) 消費者が事業者に対して有する製造物責任法第3条に基づく損害賠償請求権

(解説)

本訴訟制度は、事業者の事業活動によって多数の消費者が同種の被害を被っている場合において、その被害救済を集団的に実現することを目的とする制度である。

したがって、本制度によって扱うことのできる請求権は、当該目的に沿ったものである必要がある。

すなわち、複数の消費者に、その消費者たる立場ゆえに、ある事業者の特定の事業活動に起因して、被害が生じている場合に、当該被害相当額の請求権として想定されるものが、本制度による救済の対象とされるべきである。

本制度で救済の対象とされる請求権に関しては、「事業者による事業活動に起因して消費者に被害が発生した場合」を包括的に取り込むことができれば、被害救済の網の目からこぼれるいわゆる隙間案件をなくすために好ましいことではあるが、環境・公害、交通事故などによる被害と「消費者被害」を明確に区分する要件を定立することが困難であるため、対象を明確にするために制限列举方式をとっている。

具体的には、以下の請求権が考えられる。

複数の消費者が、現行の消費者団体訴訟制度における差止請求の対象になるような事業者の行為によって、消費者が本来望んでいなかった商品・役務、あるいは消費者の正当な期待に添わない商品・役務を取得し、その対価として出費を余儀なくされた場合における、不法行為に基づく損害賠償請求権。及び、事業者による消費者の生命・身体・財産を害する行為、消費者の利益を不当に害する行為、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する行為によって消費者が損害を被った場合における、不法行為に基づく損害賠償請求権。

現行の消費者団体訴訟制度における差止請求の対象となる無効な契約条項、又は民法、特定商取引法などの法律の強行規定によって無効とされている契約条項に基づいて、契約の一方当事者である事業者が、契約の相手方である消費者から金員等の交付を受けた場合における、不当利得返還請求権。

消費者契約が取消し，もしくは解除等の原因によって効力を失った場合における，消費者が事業者に対して有する不当利得返還請求権。

契約の一方当事者である事業者が，契約の相手方である消費者に対して契約上の債務を履行しないことによって消費者が損害を被った場合における，債務不履行に基づく損害賠償請求権。

製造物責任法に基づく損害賠償請求権。

事業者が個人情報保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者の義務に違反したことによって消費者が損害を被った場合における，不法行為に基づく損害賠償請求権。

### 第3 本制度による集団的救済を認めるための要件

裁判所は，提起された特定共通請求原因確認等消費者団体訴訟が次の要件のいずれにも該当するときは，決定をもって，当該特定共通請求原因確認等消費者団体訴訟の追行を許可する。

- (1) 同一事業者に対して，同一あるいは共通の事実関係もしくは法律関係から発生する前条の請求権を有する多数の消費者（以下「対象消費者」という。）が存在すること。
- (2) 当該訴訟が，同一事業者が対象消費者との間で，同一あるいは共通の事実関係もしくは法律関係から，前条の請求権を発生させた場合における，特定共通請求原因の存否の確認を求めるものであること
- (3) 原告である適格消費者団体が対象消費者の利益のために適切に当該訴訟の追行をすることができると認められるとき。

(解説)

本制度は，多数の同様な被害が発生する消費者被害の被害者を実効的かつ迅速に救済するため，個別救済が困難であるようなケースや集団的・統一的救済を早期に行うことが適切であると考えられるようなケースにおいて，個別救済を原則とする民事訴訟の例外的手続として規定されるものである。かかる観点踏まえて，本制度による集団的救済を認める要件を定める必要がある。

なお，これらの要件具備の有無の判断については，本制度に基づく訴えの提起後，本制度に基づく訴訟追行の許可といった形で本案審理前に受訴裁判所が行うのが適当と考える。

まず，消費者被害の集団的救済という本制度の目的から，同一事業者に対して，同一あるいは共通の事実関係もしくは法律関係から発生する前条の請求権を有する多数の消費者（以下「対象消費者」という。）が存在することが必要がある。多数

は具体的に定められないが、複数以上相当数のことである。

次に、当該訴訟が、特定共通請求原因の存否の確認のために提起されたものであることが必要である。また、本訴訟制度は個別救済より集団的・統一的救済を早期に行うことが適切であると考えられる事案が対象となるので、本制度を選択することが適切であるとの要件が必要となる。例えば、多数の被害事例があっても法的争点が個々の消費者につきバラバラで個別立証が必要でかつ時間がかかるようであれば、本制度が適切とはいえない。本制度が適切なのは、対象となる消費者の有する権利が、同一又は共通の事実上及び法律上の原因に基づいている場合で、個別消費者の損害額に関する主張・立証のみが残されているが、それが主要な争点ではないような場合である。

さらに本制度の訴訟追行主体が適切である必要がある。本要綱案では、訴訟追行の主体を適格消費者団体に限っているため、基本的には適切性はあまり問題とはならないと考えられるが、今後訴訟追行主体を被害消費者等に拡大した場合などに問題となる。

#### 第4 本制度による訴えの提起及び訴訟追行許可の審理

##### 1 本制度による訴えの提起

特定共通請求原因確認等消費者団体訴訟の提起は、民事訴訟法第133条第2項の規定にかかわらず、訴状に以下の事項を記載してしなければならない。

- (1) 当事者及び法定代理人
- (2) 当該訴えの提起が特定共通請求原因確認等消費者団体訴訟によるものである旨
- (3) 請求の要旨及び紛争の要点
- (4) 当該特定共通請求原因確認等消費者団体訴訟に係る対象消費者の範囲
- (5) 訴訟追行許可の要件を満たす旨

(解説)

本制度は、通常の民事訴訟制度とは異なる制度であるため、本制度による訴訟であることを明確にする必要がある(上記(2))。また、判決の効力が及ぶ対象となる消費者の範囲を明確にすることは不可欠である(上記(4))。対象消費者の範囲を画するためには、特定共通請求原因の対象となる請求権の内容、時的・場所的範囲などを明らかにする必要がある。

##### 2 訴訟追行許可要件の審理及び決定

- (1) 裁判所は、本案の審理に先立って本消費者団体訴訟の追行許可に関する決定

をしなければならない。

- (2) 裁判所は、本消費者団体訴訟の追行の許可の決定をする場合においては、対象消費者の範囲を定め、許可の決定を主文に掲げなければならない。
- (3) 裁判所は、許可又は不許可の決定をする場合には、当事者を審尋しなければならない。
- (4) 裁判所は、許可又は不許可の決定をするに当たっては、職権で、必要な調査をすることができる。
- (5) 裁判所は、申立てにより又は職権で、当事者に対して、要件の有無を判断するために必要と認められる文書その他の物件の提出を命じることができる。当事者が提出命令に従わない場合には、民事訴訟法第224条の規定を準用する。
- (6) 許可又は不許可の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- (7) 不許可の決定が確定したときは、当該消費者団体訴訟は、取り下げられたものとみなす。
- (8) 訴訟を提起した適格消費者団体は、許可または不許可の決定がなされるまでは、対象消費者の範囲を変更することができる。
- (9) 裁判所は、相当と認めるときは、許可の決定において、申し立てられた対象消費者の範囲を変更することができる。ただし、申し立てられた対象消費者の範囲を拡張することはできない。

(複数の適格消費者団体が訴えを提起した場合における訴訟の追行)

- (10) 民事訴訟法第142条の規定にかかわらず、適格消費者団体は、他の適格消費者団体による被告である事業者、請求の内容が同一であって対象消費者の全部または一部が同一である事件が裁判所に係属している場合であっても、当該他の事件に対する訴訟追行を許可する決定がなされるまでは、さらに重ねて訴えを提起することができる。
- (11) 前項の訴えが他の事件の係属裁判所以外の裁判所に提起された場合には、裁判所は、当該他の事件の係属裁判所に移送しなければならない。
- (12) 被告である事業者、請求の内容が同一であって対象消費者の全部または一部が同一である訴えが複数提起された場合、裁判所は、訴訟追行許可の要件に照らしてもっとも相当と認められる一の適格消費者団体に対してのみ訴訟の追行を許可するものとし、他の適格消費者団体の訴えについては不許可の決定をしなければならない。

(訴訟追行許可後の対象消費者の変更)

- (13) 裁判所は、許可決定後であっても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、決定をもって、対象消費者の範囲を変更することができる。ただ



し、対象消費者の範囲を拡張するときにおいては、原告である適格消費者団体の同意、及び控訴審においては、当事者の同意がある場合に限る。

(訴訟追行許可の取消し)

(14) 裁判所は、本消費者団体訴訟を追行する適格消費者団体が適切な時期に攻撃又は防御の方法を提出しないときその他適切に本消費者団体訴訟の追行をしないとき、当該適格消費者団体に係る認定が失効し、又は取り消されたときその他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定により、訴訟追行の許可の決定を取り消すことができる。

(15) 前項の規定による取消しの決定が確定したとき(次項の規定により本消費者団体訴訟に係る訴訟手続が中断するときを除く。)は、裁判所は、当該取消しの決定に係る適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名その他最高裁判所規則で定める事項を公告しなければならない。

(訴訟手続の中断及び受継)

(16) 本消費者団体訴訟について、訴訟追行許可の後に取消しの決定その他の事由により、当該消費者団体訴訟の追行をする適格消費者団体が当該消費者団体訴訟の追行をすることができなくなったときは、その訴訟手続は中断する。

(17) 前項の規定により本消費者団体訴訟に係る訴訟手続が中断したときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、他の適格消費者団体のうちから中断した訴訟手続を受け継ぐべき適格消費者団体を指定するものとする。

(18) 前項の規定による指定があったときは、当該指定に係る適格消費者団体について、訴訟追行の許可の決定があったものとみなす。

(解説)

(1) 本制度による集団的救済を認めるための要件の審理の時期、その主体

本制度による集団的救済を認めるための要件具備の有無の判断については、本制度に基づく訴えの提起後、本制度に基づく訴訟追行の許可といった形で本案審理開始前に受訴裁判所が行うのが適当と考える。

損害賠償等消費者団体訴訟制度と異なり、本制度に基づく敗訴判決の効果は訴訟に参加しない対象消費者に及ぶものではないが<sup>\*5</sup>、通常の民事訴訟における訴訟要件の判断のように終局判決においてその判断を示すものとする、相手方事

\*5 敗訴判決の効力が被害消費者に及ぶかという問題につき、本要綱案が示すように個々の消費者の権利を離れて固有の権限があるとする場合には、敗訴判決の効力は、個別消費者にはまったく及ばない。個々の消費者の権利を離れて固有の権限があるとせず、一定範囲の消費者からの授權により主体となるとするならば、かかる一定範囲の消費者については、有利不利を問わず、判決の効力は及ぶことになる。

業者の防御権行使および後に訴訟に参加することを期待する対象消費者の地位を不安定なものとすることになり、適切ではないからである。

また、本案に関する審理を行う前に本制度の適用要件の判断のための資料は、本案となる請求権の判断のための訴訟資料と密接に関連するものと考えられることから、本案を審理する裁判所が適用要件の有無を判断した方が訴訟経済に資するものと考えられる。

## (2) 審理の方法等

本制度に基づく消費者団体の勝訴判決の効果は訴訟に直接参加しない対象消費者にも及ぶものであること、またその意味では相手方事業者の防御権行使のためにも対象消費者の範囲は、許可の段階でできるだけ明確にしておく必要がある。

一旦許可がなされれば広く対象消費者に効力が及ぶ制度であるため、慎重な審理が必要である。そのために職権証拠調べを採用した。また、本制度による集団的救済を認めるための要件を判断するための証拠資料については事業者に偏在していることが多いものと考えられるので、申立て又は職権で資料提出を命じることができることとした。命令に従わない場合には、民事訴訟法第224条の文書提出命令に対するサンクションと同様のサンクションを設けることとした。

対象消費者の範囲が審理の過程で変更する必要があるとき、又は対象消費者範囲が重なり合う場合の調整の必要があるときが考えられるので、そのための手続規定を置いた。

また原告が訴訟追行の要件を失ったり、訴訟追行が困難となったり、あるいは訴訟追行が相応しくない場合には、訴訟追行の許可の前であれば、原告適格がない場合には却下、その他の場合には許可をしないとの決定となる。訴訟追行の許可の後には、訴訟の追行の許可を取り消し、訴訟手続の中断をし、多数の当事者の法的利益に多大な影響を及ぼす段階となったことを考慮して、別の適格消費者団体に受継できるとする特則をおいた。

## (3) 同時複数提訴への対応

複数の適格消費者団体によって、同一の案件につき同時複数提訴がされる場合があり得る。被告かつ請求権が同一で対象消費者の範囲が重なり合えば、二重起訴となりうる（ただし、対象消費者が重ならなければ実質的に同一の案件でも二重起訴とならず提訴ができることになろう。例えば、地域ごとに被害者救済のための提起がなされることが考えられる。）

この点、訴え提起の段階で訴訟係属ありとする伝統的な考え方によれば、訴訟追行許可前であっても二重提訴となりうることになるが、適格消費者団体間で拙速な訴え提起をし合うことにもなりかねず、適切ではない。訴訟許可決定の前に

単一裁判所に併合のうえ、重なり合う部分については調整をし、調整が見つからない場合には、裁判所がより訴訟追行に適した団体に対してのみ訴訟追行許可決定をすることが適当である<sup>\*6</sup>。

なお、対象消費者の一部のみ重なり合っているような場合には、重なり合った部分につき訴訟の追行を許可しない適格消費者団体の訴えについては、対象消費者の範囲を縮減した上で訴訟追行許可の決定をなすことになるう。

## 第5 本判決の効力

- (1) 本消費者団体訴訟に係る特定共通請求原因の存在を確認する判決が確定した場合は、その後同じ訴訟手続に参加する消費者は裁判所によって確認された特定共通請求原因を自己に有利に訴訟上援用することができる。
- (2) 本消費者団体訴訟に係る請求を棄却した判決が確定した場合は、他の適格消費者団体は同一の請求をすることができない。
- (3) 本消費者団体訴訟に係る判決の主文においては、対象消費者の範囲を掲げなければならない。
- (4) 裁判所は、本消費者団体訴訟に係る請求を認容する場合には、特定共通請求原因の存在を確認するとともに、将来手続に参加する消費者の請求権に関して、その認められるべき金額の算定方法その他について主文で示すことができる。
- (5) 本消費者団体訴訟を提起した適格消費者団体が勝訴した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、裁判所は判決中において被告に対してその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払いを命じなければなら

<sup>\*6</sup> これに対しては、さらに進んで訴訟追行許可の後も別の適格消費者団体による提訴の可能性を認めるような制度とするべきではないかとの批判がある。訴訟追行許可を得るために拙速な訴えを提起しあうことが十分考えられるではないかというのである。しかし、現行の「適格消費者団体」の要件及び「適格消費者団体」に対する監督規定等を踏まえた場合、「適格消費者団体」の認定を受けた消費者団体であれば、本要綱案に基づく訴訟の提起、追行に問題が生じるようなことは基本的に想定しがたいものと考えられる。また、現行の消費者団体訴訟制度においても、差止訴訟を提起した適格消費者団体の訴訟追行に問題があれば認定の取消等の処分が可能とされているところであるが（消費者契約法第34条第1項）、本要綱案においても同様の運用をすることにより適切な対応をなし得るものと考えられる。

なお、複数の適格消費者団体が共同原告として訴訟追行を行うことについては、そのような在り方を認めることにも一定の合理性はあるものと考えられるが、本要綱案は、第三者である個別被害者の権利の帰趨が直接問題となる以上、共同原告間で訴訟追行の方針が相違することは必ずしも好ましいものと考えられず、本要綱案のような在り方がもっとも適切ではないかと考えられる。

ない。

(6) 本消費者団体訴訟に係る判決に不服のあるものは独立に控訴することができる。

(解説)

#### (1) 手続に参加した消費者への判決効の波及

消費者被害を集団的かつ統一的に救済するためには、相手方事業者の事業行為により被害を被った消費者が、できるだけ負担が軽減された形で訴訟に参加できる仕組み<sup>7</sup>を構築する必要がある。

このような仕組みとして、訴訟における主張・立証上の負担が大きい事業者の責任原因の確認部分を適格消費者団体が担い、その勝訴判決に関しては当該訴訟手続において対象とされた一定の範囲の消費者について、当該訴訟手続の判決効が及ぶものとする必要がある。

#### (2) 消費者に確認判決の効力が及ぶことの根拠

通常の民事訴訟において当事者にのみ確定判決の既判力が及ぶことが基本（個別効）とされているので、適格消費者団体が勝訴した場合に、どうして訴訟当事者でない被害消費者に判決の効力が及ぶのか説明は困難である。

しかし、本手続では適格消費者団体が行う特定共通請求原因の確認訴訟とその後個々の被害消費者が参加しておこなう手続は同一裁判所が行う同一の訴訟手続であると構成する。これによって特定共通請求原因確認訴訟手続において適格消費者団体判決が取得した勝訴判決は、その後に被害消費者が参加する手続においても、裁判所を拘束するものとして、個々の被害消費者はその判断を有利に訴訟上援用できるものとする。

次に問題となるのが、事業者は、第二段から参加する者とは争っていないのに、第一段の判決結果を援用されることが手続保障に反しないかという点である。

この点、事業者は、多数の消費者を相手方にした大量かつ反復的な取引により収益をあげることを予定している（約款は典型的である。）。かつ事業者と消費者には構造的な著しい格差がある。このような場面においては、事業者は、多数消費者との間での特定共通請求原因について、後で判決の効力が片面的に援用されることの告知を受けたうえで、かつ、消費者の代表的なものと訴訟活動を行った場合には、手段を尽くすことができたのであって、負けたあとで、これと別の結果を求めて別の消費者と争うことは信義則に反するし、訴訟経済にも反する。

\*7 その意味で、参加する消費者が民事法律扶助を利用できるための方策及び総合法律支援法などとの整合性を検討する必要がある。

したがって、多数消費者との間での特定共通請求原因であること 後で判決の効力が片面的に援用されることの告知を事業者が受けること 消費者の側が適切に代表されていること 適格消費者団体による後訴は許されないことを要件として、第二段において、他の消費者は第一段の消費者勝訴の結果を援用することができるという制度は事業者の手續保障を害しないと考える。

さらに、片面的であるという批判があるが、これは、場面を分ける必要がある。

まず、敗訴の場合の結論の違いについてである。すなわち、消費者敗訴の場合、他の消費者には影響が及ばないのに、事業者敗訴の場合には、他の消費者との関係に影響が及ぶという点である。この点、上記で述べたとおりの理由であるが、さらに敷衍すると、消費者敗訴の場合には他の消費者は裁判をしていないのであるから、その裁判を受ける権利を奪うべきではないが、事業者敗訴の場合には、仮初めにも特定共通請求原因につき裁判を受けているという違いが根本にあるのであり、合理的な理由に基づくものであると考える。

次に、勝訴の場合の結論の違いについてである。すなわち、消費者勝訴の場合には、他の消費者に影響が及ぶのに対し、事業者勝訴の場合には、他の消費者との関係には影響を及ぼすことができないという点である。しかしこれは、消費者勝訴の場合に他の消費者に影響を及ぼすことからくる反射的な違いであり、事業者の地位は、この制度がない場合と比べ不利益に変更されているというものではない。また、事業者勝訴の場合に、他の消費者から訴訟が提起されるということは実際にはあまり想定しにくいと思われる。

### (3) 後訴の制限

本訴訟手續において、適格消費者団体が敗訴した場合でも、個々の被害消費者が固有の請求権に基づき、相手方事業者に対して訴訟外・訴訟上の請求をすることは妨げられない。

しかし、現実には考えにくいことであるが、ある適格消費者団体が本訴訟において敗訴しても、他の適格消費者団体が本訴訟手續を繰り返して利用できるとすると、相手方事業者の応訴負担は重くなりすぎる。そこである適格消費者団体がある事業者に対して本訴訟手續により提訴して敗訴した場合には、他の適格消費者団体は同一事案に関して提訴することができないこととした。

### (4) 請求原因確定判決に対する独立上訴

特定共通請求原因の存否の確認に関する判決に対しては、不服のある当事者には独立に上訴を認め、確定することを要するものとした。確定の後に参加を求めるほうが広く参加がされうるからである。

法律構成としては、全体を一体の手續としたうえで、共通の請求原因を確認す

る判決は上訴に関しては終局判決とみなし、その間、手続は原則として中断することが考えられる。抗告では不足である。なお、中間判決に関して独立の控訴とその確定を認める法制が存在したことについては、旧民事訴訟法に例がある。

また、共通請求原因確認判決に対する不服申立てにより訴訟全体が移審することも考えられる。しかし、個別消費者が参加する第二段目の手続に関して一審の利益がなくなることになるので、この見解はとれない。さらに、共通請求原因確認手続とその後の個別消費者の参加を同一の手続としないならば、別訴となるので手続中の独立控訴として特別の構成をすることは不要となり、また、個別消費者の救済が広くはかれる可能性があるが、判決の効力が何故訴訟当事者でない被害消費者に及ぶのかなどの理論上困難な問題に逢着するので、その前提はとらないところである。

#### (5) 被告に対する弁護士報酬<sup>\*8</sup>の支払命令

本消費者団体訴訟を提起した適格消費者団体の経済的負担を軽減するためには、適格消費者団体が勝訴した場合には、弁護士費用の負担を被告にさせることが相当である<sup>\*9</sup>。

### 第6 共通責任原因確認判決確定後の手続

1 裁判所は、特定共通請求原因の存在を確認する判決が確定したときは、適格消費者団体による申立て又は職権により直ちに事件を調停手続に付すものとし、併せて次に掲げる事項を対象消費者（ただし、その氏名及び住所が明らかとなっている者に限る）に対して通知をするとともに、裁判所において適当と判断する方法で公告をしなければならない。

(1) 特定共通請求原因確認判決の主文

(2) 適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

(3) 被告の名称及び住所並びに代表者の氏名

\*8 提訴段階で適格消費者団体が法律扶助制度を利用した場合には、本条項による弁護士報酬の決定について総合法律支援法等との整合性を検討する必要がある。

\*9 これに対しては、適格消費者団体自身の報酬がこれにより確保できるものではないとの批判がある。しかし、被害消費者との間にはこの段階では委任関係がない（報酬を請求すべき委任者が存在しない）のではないかと考えられる。なお、第二段階における適格消費者団体の訴訟担当を明文で認める等の手当をし第二段階における報酬を発生させると考える立場もあるが、第一段階それ自体の報酬についてはいかにすべきかとの本論点とは直接関係しない。

なお、適格消費者団体が第一段階で活動するのは公益のためということができる。したがって、この弁護士費用の負担の問題は、一般的に弁護士費用を敗訴者の負担とするという考え方とは直接の関連はない。

- (4) 請求の要旨，紛争の要点
- (5) 対象消費者の範囲
- (6) 対象消費者が調停の申立てをできる旨及び申立ての方法など
- (7) 申立てを行うべき期限及び期限内に申立てを行わない場合には本消費者団体訴訟手続による救済が得られない旨

(8) その他，最高裁判所規則で定める事項

2 前項の規定による公告は，電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く方法），時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態におく措置として最高裁判所規則で定める方法のうちから，当該訴訟における対象消費者の人数，居住地，その他当該対象消費者の特性を踏まえ，当該訴訟に適切な方法でしなければならない。

3 第1項の通知及び公告を行うために要する費用は，被告が負担する。

（対象消費者の氏名及び住所に関する情報の提供）

4 裁判所は，訴訟の当事者に対し，申立てにより又は職権で，対象消費者の氏名及び住所を明らかにする文書（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出を命ずることができる。

5 前項の命令を受けた当事者が，正当な理由がないのに，対象消費者の氏名及び住所を明らかにする文書を提出しないときは，裁判所は当該当事者に対し，当該情報が提出されないことにより，代替的な通知・公告を行わざるを得なかったことによって生じた通知及び公告に要する費用の支払を命じることができる。

6 裁判所は，調停手続において，消費者が出頭することを不要とするなど負担軽減する方策を図らなければならない。

7 調停が不調となった場合，共通責任原因確認判決をした裁判所は，消費者が行った調停申立てを訴訟提起があったものとみなして<sup>\*10</sup>，訴訟手続で審理を行い，終局判決を行う。

（解説）

(1) 付調停と個々の被害消費者への通知・公告

\*10 中間的に，調停法17条の決定のような制度を設けることも考えられる。

適格消費者団体による共通請求原因確認訴訟が認容され、それが確定した場合には、適格消費者団体からの申出または職権で裁判所は事件を一旦調停手続に付することになる。これは被害消費者に出来るだけ簡易な手続で被害回復を受けさせるためである。この他簡易な手続として、破産債権査定（破産法125条）のような制度を設けることも考えられるが、調停手続のほうが柔軟な手続であるのでこちらを選択した<sup>\*11</sup>。なお、調停を前置とするのは、互譲をすることを強いる趣旨ではない。簡易な査定の手続を前置にすることは理解しやすいところであるが、この簡易な査定の手続をさらにすすめて考えると形式にこだわらない調停手続が妥当と思われる。この調停も通常の調停とは異なり、被害消費者の出頭を求めず書面による主張・立証を求めるなど被害消費者の負担を軽減する措置が考えられなければならない。

また、本訴訴訟手続では、適格消費者団体による共通請求原因を確認する判決が確定した後、被害消費者が権利行使して被害回復することにこそ主眼があるのであるから、個々の被害消費者に判決結果を認識させなければ意味がない。その意味で通知・公告は不可欠な制度である。このような観点からすると、被害消費者が損害賠償等の請求を行うことを促すためには、各個別消費者に対して、基本的には個別の通知により、共通請求原因確認判決の存在及びその具体的内容に関する情報、各個別消費者が本訴訟制度を利用して被害回復を図れることが明確に認識しうる程度の情報を提供すべきことになると考えられる。

一方、具体的な氏名、住所の知れない個別消費者に対しては、個別の通知を行うことはできない。このような住所・氏名等が知れず個別通知が不可能な個別消費者については、インターネットにおける裁判所や消費者団体などの所定のホームページ・新聞・テレビ・ラジオ等による公告により共通請求原因確認判決と個別消費者の参加手続の情報を提供すべきである。

この通知・公告に要する費用は事案によっては多額に上ることも考えられるが、敗訴当事者である事業者の負担となる<sup>\*12</sup>。

## (2) 個別通知に必要な個別消費者に関する個人情報の提供

本制度に基づく訴訟手続の対象となる個別消費者に個別の通知を行うためには、当該個別消費者の住所・氏名等の個人情報を把握する必要がある。このような手続の対象となる個別消費者の個人情報は、被告となる事業者が保有している

---

\*11 なお、適格消費者団体のインセンティブの確保、多数の被害者の事務の集約化、裁判所の事務負担の軽減をはかるといふ観点から、適格消費者団体がこの調停手続きにおいて個別消費者から授權を受けるという構成も検討されてよい。

\*12 訴訟の冒頭における負担をどのように設計するかについてはなお検討課題である。



ことも多いと考えられることから、裁判所は、被告となる事業者に命じて、事業者が保有する手続の対象となるものと考えられる個別消費者の個人情報を提供させることができるものとするのが適切である。あわせて、事業者が裁判所の命令に応じず個別消費者の個人情報を提供しない場合には、それによって生じる公告・通知等の必要費用（例えば個別通知が出来ないために、同様の効果を上げるためにマスコミ等で度々公告する等の場合の費用）を事業者の負担とすることによって、その履行の確保を図ることが必要である。

### (3) 調停申立てと調停不調の場合の提訴擬制

個別消費者からの調停の申立てには期間制限がなされる<sup>\*13</sup>。早期解決の要請と裁判所事務の迅速化のためである。期間の設定は裁判所が、事件の規模、通知・公告の態様などを勘案して決定する。

個別消費者の調停が不調となった場合には、被害消費者に改めて訴訟提起を求めることなく、当該個別消費者の調停申立てをもって<sup>\*14</sup>訴訟の提起があったものと擬制して判決手続に移行させることになる。

なお、本訴訟手続において期限内に調停の申立てをしなかった消費者は、自らの損害賠償請求権等を失うわけではない。本訴訟制度による集団救済を受けられないだけである。

## 第7 和解，訴えの取下げ等

- 1 適格消費者団体は、裁判所の許可を得なければ、特定共通請求原因確認等消費者団体訴訟に係る訴えの取下げ、請求の放棄、裁判上の和解、上訴の取下げをすることはできない。
- 2 裁判所は、請求に関する当事者の主張、口頭弁論の全趣旨、証拠調べの結果及び裁判上の和解にあつては当該裁判上の和解によって対象消費者が得られる利益の内容を踏まえ、対象消費者の利益を不当に侵害しないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。
- 3 裁判所は、適格消費者団体および事業者から申出による訴訟上の和解の許可をするときは、直ちに、次に掲げる事項を対象消費者（その氏名及び住所が明らかとなっている者に限る）に対して通知をするとともに、公告をしなければ

\*13 事案によるが1年未満と考えられる。これについては、個別の通知を受けた時はその翌日から6カ月等に制限することも考えられる。なお、正当な事由のある場合には期限を延長することも検討課題である。

\*14 この点、後述のように時効の停止は適格消費者団体の訴え提起時から生じるが、あくまでも停止であって中断ではないので、不整合ではない。

ならない。

- (1) 適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 被告の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (3) 請求の要旨，紛争の要点
- (4) 対象消費者の範囲
- (5) 許可した和解の内容
- (6) 対象消費者は裁判所に対して和解に参加する申出をすることができる旨及びその申出の方法など
- (7) 申出を行うべき期限及び期限内に申出を行わない場合には本消費者団体訴訟手続で救済が得られない旨
- (8) その他，最高裁判所規則で定める事項

4 前項の通知及び公告の方法及び費用負担については，適格消費者団体と被告で定める。

5 裁判所は，第1項の許可をするにあたっては，他の適格消費者団体および対象消費者の意見を述べる機会を与えなければならない。

(解説)

本訴訟制度においては，実体法上の権利者ではない適格消費者団体が訴訟遂行者となるので，共通請求原因の存否の確認をを求める訴訟段階では，訴訟上の和解，訴えの取下げ，請求の放棄などは出来ないという考え方もありうる。

しかし，訴訟当事者の意思に反して訴訟を継続させることが妥当性を欠く場合や訴訟経済上好ましくない場合もありうるし，訴訟上の和解のように被害の早期救済に資する場合もある。一方で，本訴訟制度に基づく訴訟追行は訴訟手続に直接参加しない個別消費者の請求権行使に大きく影響するという特殊性があるため，例えば，原告となった適格消費者団体と被告事業者との間で不適切な内容の訴訟上の和解がなされたような場合には，個別消費者の利益が不当に侵害されかねない危険性がある。このため，より慎重かつ適切に被害消費者の利益を擁護するため，本制度に基づく訴訟手続においては裁判所の許可を訴訟上の和解等の要件とした。裁判所は対象消費者の利益を不当に害するものではないという場合にのみ許可することができる。

さらに，裁判所は個別消費者に対して，和解の許可と同時に通知・公告を行い，個別消費者に和解内容を伝えて，和解手続に参加できる旨を知らせることになっている。

なお，この際の通知・公告の方法及び費用負担については，特定共通請求原因確

認訴訟の判決がなされている段階ではないので，原告と被告の話し合いにより負担が決まることとなる。

## 第8 その他の訴訟手続上の特則

### 1 管轄

本消費者団体訴訟に係る訴えは，民事訴訟法第4条及び第5条の規定により，対象消費者の一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。

#### (解説)

本訴訟制度は，いうまでもなく対象消費者の救済に主眼がある制度である。特定共通請求原因の存在を確認する判決後は，同一又は同種の事実上及び法律上の原因に基づく，個別の対象消費者の有する金銭債権を集団的に取り扱って審理するものとなるから，管轄についてもそれらの併合訴訟に準じて扱うのが適当である。

### 2 訴額の算定

本消費者団体訴訟に係る訴えは，訴訟の目的の価額の算定については，財産権上の請求でないとみなす。

#### (解説)

適格消費者団体は，被害消費者のために公益的立場で本制度による訴訟を提起するものであり，自ら請求金額を取得するものではない。消費者契約法の差止請求訴訟，住民訴訟，株主代表訴訟と同様に訴訟の目的の価額の算定については，財産権上の請求でないとすべきである。

### 3 時効

本消費者団体訴訟における対象消費者の特定金銭債権の消滅時効は，特定共通請求原因確認等消費者団体訴訟の提起時から，特定共通請求原因の存在を確認する判決後の個別消費者に対する参加申出期間の最終日まで消滅時効期間の進行が停止していたものとみなす。

#### (解説)

本訴訟制度は，適格消費者団体が固有の訴権を行使するものであるから，その提訴が，対象消費者の有する請求権の消滅時効に中断などの法的効果を及ぼすとは考えにくい。

しかし消滅時効に関して，何らの手当もしなければ相手方事業者はできるだけ訴訟を引き延ばして，対象消費者の請求権が消滅時効にかかるような訴訟戦略を用い

ることが考えられるし、対象消費者としても共通請求原因の存否に関する判決の結果を待たず独自の訴訟を提起せざるを得なくなるなど、本訴訟制度を設ける意義を失わせる事態を引き起こす可能性がある。よって本訴訟の提起から参加申出期間の最終日まで対象消費者の請求権の消滅時効は進行を停止することとすべきである。

以 上